

令和7年度一関市立滝沢小学校

第1回学校運営支援協議会

日 時 令和7年7月11日(金)

(14:00～) 14:45～

場 所 滝沢小学校PCルーム

次 第

進 行 事務局(副校長)

(授業参観 14:00～14:40)

- 1 開 会
- 2 校長あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 説明
 - ・役員について
 - ・学校運営支援協議会について
- 5 熟議
 - ・令和7年度学校経営方針について
- 6 その他
- 7 閉 会

令和7年度委員名簿

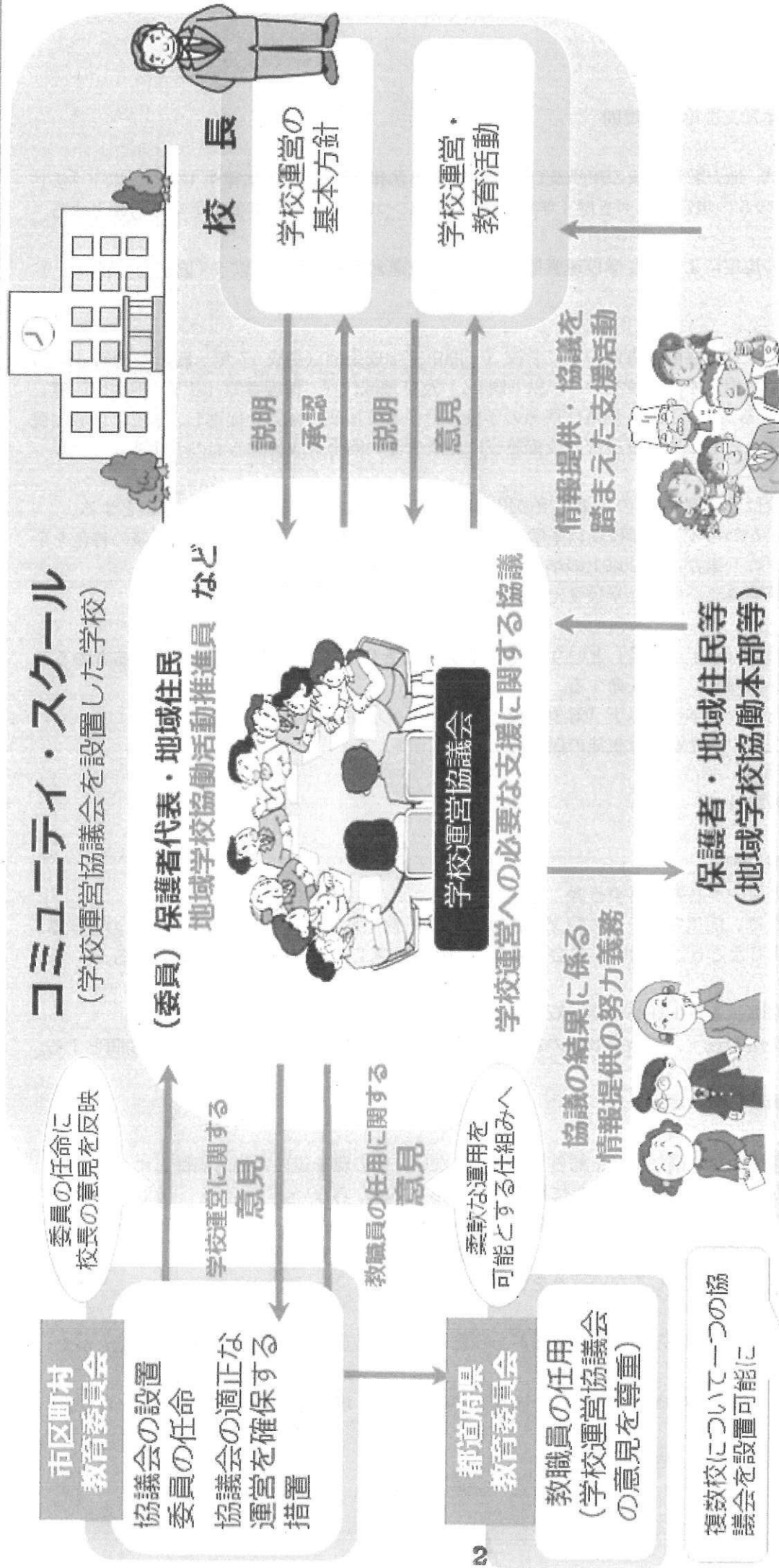
順不同・敬称略

No	氏 名	所属・役職等	備 考
1	蜂 谷 和 久	滝沢市民センター長	継続
2	菅 原 勝	滝沢地域振興協議会	継続
3	菅 原 千 夏	滝沢小PTA会長	新規
4	須 藤 光 子	主任児童委員	継続
5	渡 辺 一 男	児童クラブ運営委員長	継続
6	阿 部 大 樹	鶏舞保存会	継続
7	小 松 由香里	校 長	新規
8	小 森 篤	副校長	新規、事務局

令和7年度 滝沢小学校学校運営支援協議会役員

役 職	氏 名	
会 長	蜂 谷 和 久	
副会長	菅 原 千 夏 小 松 由佳里	
事務局	小 森 篤	

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み

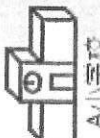
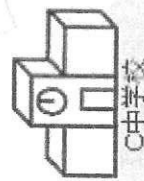


＜学校運営協議会の主な役割＞

地教法第四十七条の五

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができること



小中一貫型小・中学校など

一関市学校運営支援協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき置く学校運営協議会について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この規則の規定により置く学校運営協議会は、学校運営支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の目的)

第3条 協議会は、校長の権限と責任の下に学校（一関市立学校条例（平成17年一関市条例第69号）第2条及び第3条に規定する学校をいう。以下同じ。）及び地域住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）が協議することにより、地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、もって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図るものとする。

(設置)

第4条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、学校ごとに協議会を置くものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、小学校及び中学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。
- 3 協議会は、当該協議会を置いた学校または地域の名称を冠するものとする。

(委員の任命)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、協議会ごとに15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 当該協議会を置いた学校（以下「対象学校」という。）の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 対象学校の校長
- (4) 対象学校の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関し、教育委員会へ委員を推薦するものとする。

3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は新たに委員を委嘱し、又は任命するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、別に定める。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び学校の運営に著しく支障を来す言動をすること。
- (2) 委員としての地位を利用し、営利行為、政治活動、宗教活動等を行うこと。
- (3) その他委員としてふさわしくない行為をすること。

(委員の解嘱等)

第9条 教育委員会は、本人からの辞任の申出があったときは、委員の委嘱又は任命を解くことができる。

2 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理由を付して委員の委嘱又は任命を解くことができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。

(2) その他解嘱又は解任に相当する事由が認められたとき。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議は、原則として、公開する。

(基本的な方針)

第12条 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他校長が必要と認める事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項により承認された基本的な方針を、教育委員会に提出しなければならない。

(意見の申出)

第13条 協議会は、法第47条の5第6項又は同条第7項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、対象学校の校長を経由して行うものとする。

2 協議会は、法第47条の5第7項の規定による対象学校の職員の任用等に関する意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 第3条の趣旨を踏まえたものであること。

(2) 学校の教育上の課題を踏まえたものであること。

(3) 特定の個人に関するものでないこと。

(4) 職員の分限、懲戒、賞罰その他身分に関するものでないこと。

(運営状況の報告)

第14条 協議会は、教育委員会に対し、毎年度1回、協議会の運営状況を報告するものとする。

(適正な運営の確保等)

第15条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な協議を行うことができるよう、協議会に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

令和7年度学校経営構想

0 はじめに

本校の教育をすすめるにあたっては、児童の命、安全、人権を守ることを前提に、憲法、教育基本法、各教育法規はもとより、県「学校教育指導指針」の重点施策を踏まえ、児童の実態や地域社会の実情等に立ち、児童、保護者のからの信頼を得ながら次の経営方針のもと「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた「生きる力」を育む教育活動を進める。

1 基本方針

- (1) 児童と職員のつながりを大切にし、温かな気持ちで互いに認め合える学校づくりを推進する。
- (2) 好ましい人間関係に基づく学級経営を土台とし、教育活動を推進する。
- (3) 児童、職員とも生き生きと活動し、自己実現を目指す学校づくりを推進する。
- (4) 学校、家庭、地域が相互理解を深めながら連携し、開かれた学校運営を推進する。
- (5) 組織的かつ協働体制のもと、目標達成型の学校経営を推進する。

2 本校の教育・経営課題

- ・児童の多様性に組織的に対応しつつ、一人一人の学びを保障すること。
- ・児童の特性、個に応じた幅のある指導力を向上させること。
- ・R6年度学校公開の成果をもとに、学習指導要領の趣旨を理解し、さらに授業力を向上させること。授業のコーディネート力を高め、資質、能力の育成を図ること。
- ・開かれた学校として地域との連携や積極的な情報の発信に努める。保護者の学校理解に努め、協力体制をとりながら教育活動を進めること。

3 今年度経営の重点

- (1) 子どもたちの命を守り、安心して学校に通える環境づくり
 - ・自他の生命を尊重することを第一に、様々な災害や事故から自分の命を守ることができる力を身に付けさせるとともに、学校事故防止のための環境整備を行う。
 - ・教師と子ども、子ども同士の良好な人間関係づくりに留意し、他への思いやりの気持ちや尊重する気持ちを育て、安心して学校に通えるような取り組みを進める。
- (2) 基本的な学習・生活習慣の確立
 - ・令和6年度の校内研究の成果を生かし「分かる・楽しい授業」づくりを核として、学習内容の確かな定着と課題に対して意欲的に自分の考えを持ち、また友達の考えを聞く等協働的な学習を進める。
 - ・児童が学びの主演となれる教師の授業コーディネート力を向上させる。主体的、能動的かつ個別最適な学習活動を充実させる。
 - ・授業とあわせ家庭学習の連動を図りながら学力向上を図る。子どもたちの持っている能力を最大限生かせるように、家庭での時間の使い方など生活習慣の確立を図る。
 - ・「居間8ルール」など家庭との連携を図りながら、メディアとの付き合い方や情報モラルの向上に努めるとともに、家庭での時間の使い方など生活習慣の確立を図る。
- (3) 活気あふれる学校へ
 - ・子どもたちの元気な挨拶の声、前向きに授業に取り組む姿など生き生きとした活気のある姿を目指す。

- ・自己の健康管理に努め、心身の健康や体力の維持向上を図ろうとする態度を身につけさせる。
- ・教職員の働き方改革を推進し、子どもも教師も元気で明るい学校生活を送れるように取り組みを進める。

(4) 開かれた学校へ

- ・CSの運営、地域ボランティアなど家庭、地域との連携を意識し、育てたい子どもの姿を共有しながら教育活動を行う。
- ・保護者との相談体制の充実、情報発信など教育活動の理解を進めながら子どもたちの学び、成長をサポートする立場での連携を大事に教育活動にあたる。
- ・学校評価、CSの運営を通して、広く学校運営に対しての意見に耳を傾け、改善を加えながら、学校関係者との連携を深め、地域ぐるみで子どもたちを育てる体制づくりを進める。

4 学校教育目標

未来に向かって、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む子どもの育成
 わかるまで考える子(知) 思いやりのある子(徳) 元気で活動する子(体)

これからの学校は… 学習指導要領の着実な実施により、

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。

5 育成を目指す資質・能力

	わかるまで考える子(知)	思いやりのある子(徳)	元気で活動する子(体)
生きて働く 知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎的・基本的な知識・技能を習得する ・望ましい学習規律・学習習慣を身に付ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・自他の生命を大切にす ・自他を尊重し、思いやりの心をもって接する 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な運動・食・生活習慣を身に付け、安全な生活を送る
未知の状況にも対応できる 思考力・判断力・表現力等	<ul style="list-style-type: none"> ・筋道を立てて考え、理由や根拠を明確にして表現する 	<ul style="list-style-type: none"> ・共感的な人間関係を築き、自律的な判断に基づいて行動する 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の身体や環境の状況を判断し、適切に対応する
学びを人生や社会に生かそうとする 学びに向かう力・人間性等	<ul style="list-style-type: none"> ・主体的に課題を捉え、協働的に学び合い、学びの意義を実感する 	<ul style="list-style-type: none"> ・共に高め合おうとして取り組み、その良さや高まりを実感する 	<ul style="list-style-type: none"> ・主体的に課題を捉え、目標に向かって根気強く取り組む

6 目指す学校像・教職員像

(1) 目指す学校像

- ・地域、保護者に信頼され、児童、職員にとって安心、安全な学校
- ・子どもの「できた」「わかった」があふれる学校
- ・個々の職員がやりがいや職務への充実感を感じることができる学校
- ・地域とともにあり、地域を支える人づくりを担う学校

(2) 目指す教職員像

- ・児童愛に溢れ、子どもの命を預かる責任感のある教職員
- ・児童、保護者の期待、信頼に応えることのできる教職員
- ・諸課題に迅速かつ的確に対応できる教職員
- ・他を認め、参画意識を持ち、協働的に職務にあたることのできる教職員
- ・自ら学び、時代のニーズにあわせ研鑽に努める教職員

7 経営の重点

(1) 確かな学力の育成

- ア わかる授業づくり <研究部・教務部>
 - ・温かい人間関係と学習規律を基盤とした学習集団作り
 - ・主体的・対話的で深い学びの実践
 - ・授業のユニバーサルデザイン
 - ・諸調査の分析と活用、内容の定着
- イ 学習指導要領の着実な実施 <教務部>
 - ・教育計画の管理
 - ・ICTの効果的な活用
 - ・カリキュラム・マネジメントの実践と改善
- ウ 家庭学習の内容の充実と習慣化 <教務部>
 - ・授業と連動、家庭と連携、ねらいのある家庭学習の充実
- エ 朝学習等の有効活用 <教務部・研究部>
 - ・集中力の向上と基礎学力の定着
 - ・百ます計算、ことばの時間の充実
- オ 研究・研修の充実による授業改善と指導力の向上 <研究部>
 - ・学校公開の成果が生かされた授業改善
 - ・授業力の向上、身に付けさせたい資質、能力の定着

(2) 豊かな心の育成

- ア 温かい学級づくり <生徒指導部>
 - ・児童理解と認め合ったり高め合ったりする人間関係づくり 復5・9
 - ・自己指導能力（自己存在感・共感的な人間関係・自己決定）の育成 復1・3・4
 - ・教育相談の充実（「なかよしアンケート」「心とからだの健康観察」の活用）
 - ・相手を大切にしたい挨拶と返事、言葉遣いの指導 復9 復5・6・7・9・10
 - ・指導内容の確認と共有（生徒指導情報交換会）

- ・規範意識の醸成 復4
- ・不登校の未然防止、居場所のある学級経営の充実

イ 人権教育の推進 <生徒指導部>

- ・児童の人権を尊重した学級経営、相手を大切にしたい聞き方、話し方
- ・児童虐待、いじめの早期発見と対応
- ・「滝沢小学校いじめ防止基本方針」の遂行

ウ 読書活動の充実 <教務部>

- ・読書の質と量の向上（読書ボランティアの活用）
- ・読書タイムの設定

エ 道徳教育（「親切、思いやり」「生命の尊さ」）の充実

- ・復興副読本を活用したハートフルウィーク、デイの実践 復8～21

オ 情報モラルの指導・ICT活用能力の向上 <教務部>

- ・全学年での計画的な指導と家庭への啓発活動
- ・授業でのICTの有効活用に関する研修の充実

カ 地域と学ぶ学習 <教務部>

- ・鶏舞の継承 復12
- ・ふるさと学習 復2・10
- ・米作り 復2
- ・学校支援ボランティア事業の充実

(3) 健やかな体の育成

ア 健康・体づくり <健康安全部>

- ・準備運動プログラムを活用した運動能力の向上（調査結果の活用）
- ・体力づくり（外遊び・マラソン・縄跳び） 復7
- ・学校坂の徒歩通学の奨励 復4
- ・食育の推進
- ・感染症の予防
- ・家庭と連携した基本的な食・生活習慣の取組と疾病予防 復1・7

イ 安全指導の充実 <健康安全部>

- ・危機予測や危機回避能力の育成と防災・防犯意識の高揚 復7
- ・家庭や地域と連携した交通安全指導の取組

(4) 特別支援教育の推進（通常学級における支援を要する児童も含む） <教務部>

ア 個に応じた見通しのある組織的で柔軟な対応

イ 「個別の指導計画」と「個別の支援計画」を活用した指導

ウ 保護者への情報提供と教育相談会の実施

エ 外部機関を活用した指導力の向上、研修の充実

(5) 復興教育・キャリア教育

ア 復興教育 <教務部>

- ・3.11の語り継ぎ 復興教育授業の実施
- ・復興教育の教育的価値一覧

いきる	かかわる	そなえる
1・2・3・4・5・6・7	8・9・10・11・12・13・14	15・16・17・18・19・20・21

イ キャリア教育 <教務部・健康安全部>

- ・縦割り清掃を中心とした日常生活での実践（働く楽しさ、根気強く取り組む大切さ）復 11
- ・他者との好ましい人間関係づくり、自己肯定感の醸成
- ・地域体験活動の充実

(6) 学びの基盤づくり

ア 家庭・地域との協働による学校経営 <総務部>

- ・「まなびフェスト」を活用した目標の共有
- ・学校支援地域本部の事業の活用
- ・地域人材、教材の活用による教育活動の充実
- ・コミュニティースクール運営による特色ある学校づくりの推進
- ・情報発信と保護者の要望など聞き入れる工夫を行う。

イ 安全・安心な環境づくり <総務部・事務部>

- ・危機管理体制の確立とマニュアルに基づいた研修の実施（アレルギー対応含む）
- ・安全点検の実行による清潔で安全な教育環境の整備
- ・感染症予防の励行
- ・ユニバーサルデザインの掲示や環境
- ・家庭や関係機関との連携による地域の安全確認、登下校指導、見守り活動

ウ 教育目標の具現化を支える事務 <事務部>

- ・就学援助費に関わる情報提供
- ・適正な事務、会計処理

エ 信頼される教職員と働き方改革 <総務部>

- ・コンプライアンス研修会の実施
- ・教育技術等を共に学ぶ OJT
- ・労働安全衛生委員会の開催
- ・業務の適正化、環境整備、業務改善の意識化

【学校教育目標】

未来に向かって、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む子どもの育成

【めざす児童の姿】

わかるまで考える子

- ・基礎的・基本的な知識技能を習得している子
- ・望ましい学習規律・学習習慣を身に付けている子
- ・筋道を立てて考え、理由や根拠を明確にして表現できる子
- ・主体的に課題を捉え、協働的に学び合い、解決に結びつけることができる子

思いやりのある子

- ・自他の生命を大切にできる子
- ・自他を尊重し、思いやりの心をもって接することができる子
- ・共感的な人間関係を築き、自律的な判断に基づいて行動できる子
- ・よりよい生活を目指し共に取り組み、その良さや高まりを実感できる子



元気で活動する子

- ・基本的な運動・食・生活習慣を身に付け、安全で健康な生活を送る子
- ・自己の身体や環境の状況を判断し、自身の健康管理に適切に対応できる子
- ・目標に向かって根気強く取り組む子

【重点】

豊かな心の育成

- ・温かな人間関係づくり
- ・人権意識の醸成
- ・読書活動の充実
- ・道徳教育の推進
- ・情報モラルの指導
- ・地域に学ぶ学習の推進

確かな学力の育成

- ・わかる授業づくり
- 主体的・対話的で深い学び
- ・基礎・基本の確実な習得
- ・授業と運動した家庭学習
- ・朝学習等の有効活用
- ・授業改善と指導力向上
- OJTによる授業改善

健やかな体の育成

- ・健康・体づくり
- 運動能力の向上
- 食育の推進
- 基本的な食・生活習慣の取組
- 疾病予防
- ・安全指導の充実
- 命を守る行動、判断力の育成

特別支援教育の推進・授業のユニバーサルデザイン

- ・児童の困り感に寄り添い、見通しのある組織的で柔軟な対応
- ・外部機関を活用した指導力の向上
- ・保護者との連携、情報提供と教育相談の充実
- ・「個別の指導計画」と「個別の支援計画」を活用した指導



【経営の基本となること】 ～命を守り、子どもたちの安心・安全な環境と信頼関係づくり～

- ・基本的な学習・生活習慣の確立
- ・活気ある学校づくり
- ・開かれた学校
- ・信頼される教職員としての対応
- 子どもの成長を支える姿勢
- ・教育目標の具現化を支える事務

働き方改革の推進による心身とも健全な職場環境、温かみのある協働的な職場づくり

～ 滝小で学んでよかった！ 我が子を滝小に入れてよかった！ 滝小に勤務できてよかった！ 「おらほの学校」はいいな！ ～

未来に向かって、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む子どもの育成

・わかるまで考える子

・思いやりのある子

・元気で活動する子

- 自分の考えを進んで発表する子どもを増やします。(達成率80%以上)
- 粘り強く学習する子どもを増やします。(達成率90%以上)
- 分かったと実感できる子どもを増やします。(達成率70%以上)
- 基礎基本の定着に努めます。(薄小テスト合格率85%以上)
- 学力テスト等の向上を図ります。(全国学調・県学調 全国比・県比 100%以上/CRT 昨年度比以上)

- 進んで読書する子どもを増やします。(おすすめの本、読書冊数達成率90%以上)
- 自分から挨拶し、正しい言葉遣いができる子どもを目指します。(挨拶達成率90%以上/言葉遣い達成率80%以上)
- 「楽しい学級」と感じられる教室経営を進めます。(達成率80%以上)
- 「思いやりのある学級」と感じられる教室経営を進めます。(達成率80%以上)

- 体力の向上を図ります。レクタイム時、体を動かすことに積極的に取り組み、体力を高めます。
 - ・1学期 外遊びの習慣化
 - ・2学期 マラソン
 - ・3学期 縄跳び
- むし歯の予防に努めます。給食後の歯磨きを実施し、むし歯を予防します。

確かな学力

- 家庭学習に取り組みましょう。家庭学習の目標時間の目安(音読を含む)
 - 1年生 20分以上、2年生 30分以上、3年生 40分以上、4年生 50分以上、5年生 60分以上、6年生 70分以上
 (高学年目標値80%以上)
- 音読に取り組みましょう。(目標値80%以上)

豊かな心

- テレビやゲーム、メディアの利用時間を守りましょう。平日2時間以内を守りましょう。(目標値80%以上)
- 居間8ルールを守りましょう。(目標値80%以上)
- 週末読書に取り組みましょう。

健やかな体

- 就寝時刻を守りましょう。低学年9時までには、中学年9時半までには、高学年10時までには就寝しましょう。(目標値80%以上)
- 朝食を2品以上とりましょう。(目標値85%以上)
- 朝・夜の歯磨きをしましょう。(目標値85%以上)
- う歯の治療をしましょう。(治療率90%以上)

令和7年度 一関市立滝沢小学校 教職員働き方改革アクションプラン

— はたらきやすく はたらきがいのある職場をめざして —

滝沢小学校では、「岩手県教職員働き方改革プラン」に基づき、以下の取組により、「学校における働き方改革」を推進します。

1 現 状	2 目 標・目指す姿
<p>【教職員の4月勤務状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①月45時間以上の残業者(2人) ②月80時間以上の残業者(0人) ③在校等時刻が午後8時を超えたのべ教職員数(1人) ④所属教職員の月平均残業時間(36時間) <p>【働き方改革を進めるうえでの課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校行事等の見直し ・ICTの活用による校務効率化 ・安全衛生委員会の効果的活用 ・地域、保護者等との連携協働 	<p>【R7年度目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○時間外在校等時間が月45時間以上の者をゼロにする。 ○業務への充実感や健康面での安心感など働き方に対する肯定的実感を向上させる。 <p>＜最終退勤時刻目標＞ 教職員の残業をできるだけ減らし、最終退勤時刻の目標を19時に設定して取り組む。</p> <p>＜学校における業務改善の推進目標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革に係る課題について教職員で共有し、解決を図る。 ・教職員が、連携・協働して業務を推進し、チームとして学校を運営する。 <p>＜教職員のワークアンドバランスを意識した働き方改革の推進目標＞ 教職員の時間外在校等時間を前年度比月平均10%削減する。</p>

3 目 標・目指す姿を達成していくための具体的取組内容	
教職員の健康管理	学校における業務改善の推進
<ul style="list-style-type: none"> ○管理職が、教職員に積極的に声をかけ、コミュニケーションを図りながら健康状況を把握する。 ○校務支援システムにより勤務時間を把握する。 ○時間外在校等時間が45時間超となった教職員に対して当該時間を知らせるとともに、健康確保の観点から要因を把握し、業務の見直しやスクラップ等による改善の方向性を話し合う。 ○教職員の心身の疲労や負担の軽減を図るため、夏季・年末年始等の学校閉庁日の設定を実施する。 ○健康相談事業等、職員の状況に応じ、共済保健事業についての活用を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○業務改善の取組について検討し、効率化を図る。 ○職員の意識改革を目的に、週に1度の「ノー残業デー」を実施する。 ○学校における働き方の取組状況を振り返る場として定期的に安全衛生委員会を開催し、働き方改革の方向性について話し合い、実効的取組につなげる。 ○各種研修、会議、行事等については、必要性と持続性の観点から見直し、実施する。 ○会議の進め方については、資料の事前配付、説明項目の精選等により、時間短縮・合理化を図る。
学校及び教員が担う業務の明確化・適正化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○登下校の交通安全指導や見守りについては、地域の理解・協力を得て対応する。 ○PTA等の関係団体と連携・協議するとともに、当該団体に係る業務の負担軽減を要請しながら、働き方改革の実現に向けて連携・推進する。 ○教職員参加の地域行事等については、学校の実情を踏まえて精選等を行う。 ○地域コーディネーターやコミュニティ・スクールの機能を有効に活用し、教職員の負担軽減を含め、学校と地域が一体となった教育活動を推進する。

早期発見

早期対応

未然防止

早期発見のために

担任

被害者からの相談
周囲の子どもからの情報提供
日常観察
日常相談活動

教職員

日記等からの情報
なかよしアンケート調査(6月、10月)
定期的教育相談(6月、11月)
Q-U調査から
心とからだの健康観察
教職員同士の情報
保護者からの相談、申し立て
学校外
外部からの情報提供、通報

発見の網(二重、三重に)
学校の感度を上げておく

いじめの情報

生徒指導主事・管理職への報告

緊急会議開催
情報の整理
対応方針の確認

1 いじめの事実確認(正確に・迅速に)

- (1) 被害者からの聞き取り
(2) 周囲の子等からの聞き取り
・状況把握で事実を固める
(3) 加害者からの聞き取り・事実確認
・事実をもって丁寧に行う

被害者の安全確保

緊急会議
・全容の確認
・いじめ判定
・対応方針の確認

市教委への報告(校長)

・まずはいじめの事実を一報(電話・口頭)
・一旦指導が済んだものはA4版1枚で
報告書提出(校長が指示した職員)
・市教委から指示の場合はいじめ報告書

2 いじめへの指導

- (1) 加害者への指導
形式的謝罪のみならぬよう
社会的性の向上、人格の成長に主眼を置く
(2) 集団への指導
いじめは許されない行為
止めさせる、知らせる勇気
尊重し合う集団

被害者の安全確保

- (3) 加害者保護者への対応
事実説明、協力要請、助言
(4) 被害者、保護者への対応
事実説明、支援の決意、方針表明

3 重大事態の場合

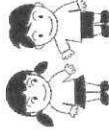
- (1) 教育委員会
・調査
・被害児童生徒、保護者へ確認した事実を説明
・市長への報告
→ (附属調査機関設置) → (議会への報告)
→ (総合教育会議開催)
警察への通報
- (2) 犯罪の場合
・学校主体
・教育委員会主体 → (調査委員会設置)
被害児童生徒、保護者へ確認した事実を説明
・市長への報告
→ (議会への報告)

いじめのレベル(区分)について

区分	状態	具体的な手段等	個別・集団の生活指導
I	・単発的、被害者・加害者の関係未分化 ・特定されない個人と集団や1対1など ・周囲認識 なし	・けんか ・いじわる ・○○○○の過激な遊び	いじめ
II	・力関係一方向化 ・被害者が特定されつつあるが、単発的で短期間 ・周囲認識 半数	・無視 ・悪質な悪口 ・嫌がらせ	いじめ
III	・被害者・加害者がつきり特定 ・日常化、集団化、長期化する ・腹痛、不眠などの身体症状 ・周囲認識 全員	・物かくし ・仲間はずれ ・暴力的な扱い ・強要 ・暴行 ・脅迫 ・使いパシリ	いじめ → 兆候段階 → 一般化段階
IV	・ゲーム化、陰湿化、巧妙化 ・停止めなくエスカレート ・身体症状が深刻化 ・不登校など ・周囲(担任も)容認	・リンチ ・辱め ・残虐行為	いじめ → 兆候段階 → 一般化段階 → 無秩序段階
V	・暴行など隠匿なく残忍化 ・無力感、絶望感などの極限状況 ・周囲認識 4層化(被害者)加害者(傍観者) → 前線段階		犯罪

未然防止のために

- いじめ防止学校基本方針の共有・実行・見直し(毎年)
- 道徳教育・体験活動の充実
- PTAへのいじめ防止の啓発活動
- 児童会による集団活動の充実
- 教職員の児童理解の共有
- いじめ対策の学校評価



いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを生まない集団づくりのために

- いじめ防止に関わる様々な取組具体例～
- 児童会活動の充実(自己有用感の育成)
 - 学習目標への取り組み
 - 他者理解の推進(認め合い・自己存在感の育成)
 - 縦割り班活動(清掃・風食)
 - 特別支援学級児童の交流学習
- ※その他・・・人権作文の紹介等

いじめを生まない集団(学級)づくりに必要なこと

- 一人ひとりに自己存在感を与える(居場所づくり)
- ・自分が価値ある存在であることを実感→自己肯定感
- ・学校が安心できる居場所になること
- ・学ぶ楽しさ、達成感、充実感を感じさせること
- 共感的な人間関係を育成すること
- ・認め合い、学び合い、話し合いによる合意(折り合い)
- 自己有用感、所属感、連帯感をたせる
- ・「違う」ことを『多様性』として認め合うことができる
- ・学級、学校のルールを守る。(規範意識の醸成)

必携資料

- いじめ防止学校基本方針
- 一問一答いじめ防止基本方針
- いじめ防止対策推進法(H25法律)
- いわて「いじめ問題」防止対応マニュアル(岩手県立総合教育センター)